

末広町市営住宅（1-12-1）建替基本設計（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和8年1月8日～令和8年2月6日（30日間）

意見提出人数 1人

提出意見件数 1件

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(原文・整理要約 有・無) 上部階に津波、災害、避難施設を作る。普段は、コミュニティースペースに使用する。商業施設や遊戯施設も必要。何階建てにするかは、専門家におまかせします。	今回新築する住宅についても、これまでの住宅と同様に、津波発生時には廊下などの共用部分を避難場所としていただくことが可能です。なお、上層階に商業施設等を併設することは、法令上、遊戯施設などの建築が制限されている地域であることや、騒音によって居住環境が悪化する影響から困難であると考えております。	D

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。
「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをおいいます。この場合、担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。
なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。